

## 第6章 計画の推進体制

### 1 推進体制

#### (1) 計画の周知

本計画を推進していくために、基本理念である「誰も自殺に追い込まれることのないむつ市」を目指して、市民一人ひとりが自殺対策への重要性を理解し、「市民」「地域」「市」「関係機関」「関係団体」が協働で取り組みを行えるよう、市のホームページなどを活用し、本計画の周知を図っていきます。

#### (2) 推進体制

##### ア むつ市いのちを支えるこころの健康づくり計画推進委員会

健康福祉部長を委員長に各部次長及び各庁舎市民生活課長及び総合課長で構成する「むつ市いのちを支えるこころの健康づくり計画推進委員会」を設置します。庁内関係部局が幅広く参画し、全庁的な体制の下、計画の策定及び進捗管理を行い、自殺対策を総合的に推進します。

##### イ むつ市いのちを支えるこころの健康づくりネットワーク協議会

地域の関係団体や機関で構成する「むつ市いのちを支えるこころの健康づくりネットワーク協議会」において、各分野で行っている取組などの情報交換のほか、自殺対策について共通認識を持ち、連携、協力して総合的に自殺対策を推進します。

### 2 進捗管理

本計画に基づく事業や取組は、PDCAサイクルによる適切な進行管理を行います。進行管理は、「むつ市いのちを支えるこころの健康づくり計画推進委員会」及び「むつ市いのちを支えるこころの健康づくりネットワーク協議会」において、各施策の進捗状況を把握・点検し、その状況を踏まえて柔軟に事業や取組を見直していきます。